

厚木市卓球協会規約

第1章 名称及び事務所

第1条 本会は厚木市卓球協会と称し、事務所を協会理事長宅に置く。
(所属団体)

第2章 目的及び事業

第1条 本会は卓球の健全な普及と親睦交流を図ることを目的とする。

第2条 本会は前条の目的を達成するため下記の事業を行う。

1. 卓球競技の振興普及
2. 各種卓球競技の開催及び後援
3. 諸大会へ代表選手派遣
4. その他大会の目的達成に必要な事業

第3章 組織

第1条 本会は本会の趣旨に賛同する市内所在の単位団体を以って組織する。

第4章 役員

第1条 本会に下記の役員を置く。

会長1名、副会長2名、理事長1名、副理事長3名、常任理事若干名、理事若干名
庶務若干名、会計1名、会計監査2名

第2条 役員を選出及び任務は次の通りとする。

1. 会長は、理事会の推奨により定められ、本会を代表する。
2. 副会長は、理事会の推奨により定められ、会長を補佐し、会長事故のある時はその職務を代行する。
3. 理事長は、理事会の互選により定められ、会務を総理し、理事会の議長となる。
4. 副理事長は、理事会の互選により定められ、理事長を補佐する。
5. 庶務は、会長の委嘱により定められ、本会の事務を処理する。
6. 会計は、会長の委嘱により定められ、本会の会計を処理する。
7. 会計監査は、会長の委嘱により定められ、本会の会計を監査する。
8. 常任理事は、理事会の承認を得て理事の中から若干名を選出され、本会を補佐する。
9. 理事は、各団体の中から代表者または代行者を1名以上選出され、理事会の承認を得て役員となることができ、本会を賛助する。

第3条 役員の任期は2年とする。但し、再任をさまたげない。

その任期は、4月1日より3月31日迄とする。

1. 補欠役員の任期は前任者の残任期間とし、増員による任期は他の役員の残任期間とする。
2. 役員は任期が満了しても後任者が就任するまで職務を行うものとする。

第5章 顧問及び賛助会員

第1条 本会に顧問及び賛助会員を置くことができる。

1. 顧問は理事会の議を経て会長の推薦により重要事項につき会長の諮問に応じる。
2. 本会の趣旨に賛同する市内在住の個人愛好者は理事会の議を経て賛助会員とすることができる。

第6章 会議

第1条 本会の会議は理事会を以って最高の審議機関とする。

第2条 理事会は理事長の招集により「毎年1回、4月に定期理事会(総会)を開催して下記の事項について審議する。

その他必要に応じて臨時理事会を開催することができる。

1. 会則の改正、廃止に関すること
2. 予算、決算に関すること
3. 事業計画に関すること
4. 役員の決定に関すること
5. その他重要事項

第3条 会長、副会長、庶務、会計、常任理事、理事は理事会に出席して意見を述べるができる。

第4条 会議は半数以上(加盟団体)の出席を以って成立し決議は多数決とする。

尚、同数の場合は議長が決定する。

第7章 入会及び脱退

第1条 本会は入会する時は、規定の入会金と申し込み書を提出して理事会の承認を得なければならない。

第2条 本会は脱退する時は、理事会に脱退届を提出しなければならない。

第8章 会計

第1条 本会の会計年度は4月1日より始まり翌年3月31日に終わる。

第2条 本会の決算は会計年度終了後理事会の承認を経るものとする。

第3条 本会の経費は各団体の年間会費及び事業収入「補助金」、寄付金等により賄い、不足を生じた場合は理事会の承認を得て臨時徴収することができる。

第9章 附則

第1条 1. 本会の入会金は1団体2,000円とし、会費は年額一般1人1,000円、一般団体の高校生以下500円、学生1団体3,000円とする。
但し、10月1日から3月31日の間に入会した場合は会費のみ規定額の半分徴収する。

2. 前項の他に別途大会参加料は原則として、
団体1チーム2,000円(全員が高校生以下の1チーム1,000円)
ダブルス1ペア1,000円(2名が高校生以下の1ペア400円)
シングルス1人500円(高校生以下1人200円)
とする。
尚、オープン戦はその類にならない。

第2条 賛助会員(個人加盟含む)の入会金は無料とし、会費は1人年額1,000円とする。

第3条 本会は、公益財団法人 厚木市体育協会に所属し、公益財団法人 神奈川県卓球協会に厚木市として登録され、公益財団法人 日本卓球協会に所属する。
但し、県への登録は、公益財団法人 日本卓球協会規定による別途支払いを必要とする。

第4条 本規約の改正及び施行は以下とする。
昭和46年4月1日改正、昭和55年7月1日改正、昭和58年4月6日改正、
昭和59年4月21日改正、昭和60年5月22日改正、昭和60年5月22日改正、
平成7年3月24日改正、平成18年4月8日改正、平成25年4月13日改正及び
施行する。